

上告理由書の提出について（高等裁判所への上告）

1 上告状に上告の理由を記載していないときは、上告提起通知書を受け取った日から50日以内に、上告理由書を当裁判所に提出してください（民事訴訟法315条1項、民事訴訟規則194条参照）。

2 上告理由書には、上告の理由のほか当事者の氏名又は名称、代理人の氏名、事件の表示、附属書類の表示、年月日及び裁判所の表示を記載し、上告人又は代理人が記名押印してください（民事訴訟規則2条参照）。

なお、上告理由書は、ファクシミリを利用して送信することにより提出できません（民事訴訟規則3条1項4号参照）ので、注意してください。

3 上告の理由は、次の要領で、簡潔かつ具体的に記載してください（民事訴訟法315条2項、民事訴訟規則190条、191条、192条、193条参照）。

(1) 判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とする上告の場合（民事訴訟法312条1項参照）にあつては、上告の理由は、憲法の条項を掲記し、憲法に違反する事由を示して記載してください。この場合において、その事由が訴訟手続に関するものであるときは、憲法に違反する事実を掲記してください。

(2) 民事訴訟法312条2項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合にあつては、上告の理由は、その条項及びこれに該当する事実を示して記載してください。

(3) 判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とする上告の場合（民事訴訟法312条3項参照）にあつては、上告の理由は、法令及びこれに違反する事由を示して記載してください。

上記の法令を示すには、その法令の条項又は内容を掲記してください。また、法令に違反する事由を示す場合において、その法令が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記してください。

(4) (1)ないし(3)の場合において、判決が最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断をしたことを主張するときは、裁判所名、事件番号、裁判の年月日及び掲載されている判例集の巻号頁を明らかにするなどして、その判例を具体的に示してください。

4 上告理由書には、被上告人の数に4を加えた数の副本を添付してください（例えば、被上告人一人の場合は、添付すべき副本は5通となります。）（民事訴訟規則195条参照）。

5 上告理由書を期間内に提出しなかったり、上告理由の記載の方式が上記3の(1)ないし(3)に反している場合は、上告は却下されることとなりますから、注意してください（民事訴訟法316条1項2号参照）。